

# 2024 年度名古屋大学ホシザキ奨学金奨学生の募集について

名古屋大学ホシザキ奨学金は、名古屋大学学術憲章の基本理念及び坂本精志氏が代表取締役会長を務める「ホシザキ株式会社」の経営理念の一つである『「独創的かつ高品質なモノづくり」により社会に貢献すること』に基づき、強い意欲と高い能力を有するにもかかわらず、成績等が優秀でありながら、経済的な理由により修学が困難な学生に対して、その学習、研究等の活動を奨励するために設立されたものです。

## 1 応募資格

次のいずれにも該当する者

- ① 本学の学部又は研究科の正規の課程に在学する外国人留学生を除いたうち、受給開始年度に工学部（情報学部の学科のうち、工学部に関連する学科を含む）3 年次に在学する者または工学研究科（情報学研究科及び環境学研究科の専攻のうち、工学研究科に関連する専攻を含む。）博士前期課程 1 年次に在学する者
- ② 人物及び学業成績・研究水準が特に優れていると認められる者
- ③ 経済的理由により修学が困難と認められる者（社会人学生等、恒常的収入がある者を除く。）
- ④ 指導教員等が推薦する者
- ⑤ 名古屋大学ホシザキ奨学金が給付される年度に他の奨学金等（貸与されているものを除く。）の受給がない者

**※JASSO 給付奨学金を受給している学生については、採用後、JASSO の給付を停止し、ホシザキ奨学金を受給します。JASSO 給付奨学金支援区分に応じた授業料減免は継続します。（認定継続申請書は毎学期提出が必要です。）**

- ⑥ 奨学金の趣旨に賛同するとともに、受給する上での条件に同意し、奨学生としての義務を履行できる者

## 2 募集人数

27 名

## 3 支給金額・給付期間及び給付時期

1 学生あたり年間 144 万円（月当たり 12 万円）を原則として 2 年分給付

初年度分は 7 月、翌年度分は初年度の 3 月に指定口座へ振込予定

## 4 申請書類と書類取得方 ※別添の「ホシザキ奨学金 申請の流れ」も参照してください。

### 【申請書類】

- ① 名古屋大学ホシザキ奨学生願書と志願理由書（別紙様式第 1） **Excel で提出**  
**※①の添付書類として、父及び母の収入に関する証明書を用意してください。 PDF で提出**  
**民間奨学金の『事前登録』をされている場合でも必要となります。**

（例）・源泉徴収票 \* 1

・確定申告書(第一表と第二表) \* 1 (申告をしている方のみ)

・年金受給通知書 \* 2 (受給している方のみ)

上記がない場合は、所得証明書 又は 課税証明書 \* 3 (自治体によって、所得証明書や課税証明書とは別の名称で発行されることがあります)、所得がない場合は非課税証明書

\* 1 令和 5 年分

\* 2 令和 5 年 4 月以降の金額表示のある年金額通知書

\* 3 令和 5 年の収入に対する証明書の発行は 6/1 以降になる為、令和 4 年の収入に対する証明書を取得して下さい。状況によって改めて 6/1 以降に令和 5 年の収入に対する証明書を取得して頂く場合があります。

「年収」の記入に関する詳細は「ホシザキ奨学金 願書記入参考資料」を参照してください。

- ② 指導教員等の推薦書 (別紙様式第 2) ※各自が指導教員に作成を依頼してください。 **PDF で提出**
- ③ 成績証明書 (申請時に直近のもの) **PDF で提出**

### 【申請書類①～②、および説明資料の取得方法】

下記の QR コードを読み取って、学生番号と氏名を記入した上で宛先は変更せずにメールしてください。ダウンロード先の URL を記載したメールを返信します。



## 5 応募締切および提出先

締め切り： 2024 年 4 月 17 日 (水) 【締切厳守】

提出先：「ホシザキ奨学金 申請の流れ 3」を参照

データ提出先 NUSS： <https://nuss.nagoya-u.ac.jp/s/kPBxxPGwRqD48b3>

### 【提出時の注意事項】

※他の奨学金、奨励金等 (自由応募含む) に申請しており、同時進行している方は申請の際に必ずその旨ご連絡願います。受給後に他の奨学金を受給していることが後で発覚した場合、不利益が生じることがありますので、必ずお知らせください。

## 6 選考

名古屋大学ホシザキ奨学金選考委員会の第 1 次審査及び第 2 次審査による選考の上、総長が決定する。

第 1 次審査：書類審査

第 2 次審査：面接審査

## 7 奨学生の義務

- ① 奨学生は、学業に精励し、健康に留意するとともに、ホシザキ奨学金の奨学生にふさわしい態度及び行動をとること。
- ② 学部及び研究科の指示に従い、必要な手続を怠りなく行うこと。
- ③ 奨学生のために開催する各種行事等には必ず出席し、奨学生間の意識の高揚及び親睦に努めること。

- ④ 成績証明書及び生活状況等報告書を毎年度末までに提出すること。
- ⑤ 卒業後、修了後の進路について、報告すること。
- ⑥ その他総長が必要と認めたこと。

## **8 給付の停止**

- ① 奨学生が退学、除籍または死亡した場合は、それ以降の給付を停止するものとする。
- ② 奨学生が名古屋大学通則第 34 条及び名古屋大学大学院通則第 37 条に規定する懲戒処分を受けた者については、以降の奨学金は停止するものとする。

## **9 奨学金の返還**

次のいずれかに該当する場合は、すでに給付を受けた奨学金を返還しなければならない。

- ① 申請書類等に虚偽の記載があった場合
- ② 懲戒処分を受けた場合
- ③ 退学した場合（休学期間中に退学した場合を含む）
- ④ 除籍した場合（死亡を除く）
- ⑤ 受給資格を失ったと認められる場合